
日本村落研究学会 研究通信

(No.274 2025. 9. 30.)

JARS (Japanese Association for Rural Studies)
Newsletter (No.274, September 30, 2025)

(事務局) 田中里美(総務担当)・庄司知恵子(会計担当)・佐藤洋子 (Web 担当)

連絡先：〒402-8555 山梨県都留市田原 3-8-1

都留文科大学 教養学部 地域社会学科 田中里美研究室内

TEL: 0554-43-4341(内線 452) e-Mail: sonkenjimu2024(at)gmail.com

郵便振替口座：00150-9-387521 日本村落研究学会

ホームページ・アドレス：<https://jars.smoosy.atlas.jp/ja>

- I. 第73回(2025年度)大会の案内 II. 大会プログラム III. 自由報告要旨
IV. テーマセッション趣旨・報告要旨 V. 研究交流イベント「村研100人論文(2025)」
VI. 理事会報告 VII. 地区研究会開催案内 VIII. 追悼 家中茂先生
むら研究会基金への「寄付」のよびかけ
-

I. 第73回(2025年度)大会の案内

【大会概要】

◆期日：2025年11月28日(金)(エクスカージョン)・29日(土)・30日(日)

◆会場：山形県西村山郡西川町大井沢

2025年度の第73回大会は、山形県西村山郡西川町で開催します。西川町は、山形県村山地方の西北部に位置し、月山と朝日連峰に囲まれた山間部の町です。また、メイン会場となる町内大井沢は、故・大川健嗣会員が半世紀以上にわたり調査と実践活動で関わってきた地域であり、出稼ぎやむらづくりに関わる多数の研究報告がされてきたところです。全国屈指の豪雪地帯で、人口減少と高齢化が進むなかで、地域の存続を目指した多種多様な活動が行われています。

今回の大会は、コロナ禍以前および一昨年と同様、いわゆる「村研大会」のスタイルでの開催となりました。過疎化に抗して様々な取組が進む様子を、エクスカージョンや地域セッションを通じて感じ取って頂ければと思います。会員みなさまの大会へのご参加を心よりお待ちしております。なお、11月末の大井沢は気温がかなり低くなります。寒さ対策を十分したうえで、お越しください。

The English guide can be found on the following website:

<https://jars.smoosy.atlas.jp/en/Conference>

【大会スケジュール】

◆11月28日(金) エクスカーション

11:30-11:50	山形駅西口 集合・受付(昼食を済ませたうえでご集合ください)
12:00	山形駅西口 出発(借り上げバスにて移動)
13:00-15:30	啓翁桜促成室・月山トラヤワイナリー・TRAS(コワーキングスペース)・道の駅にしかわ 見学
16:00-17:00	大井沢温泉湯ったり館・大井沢湯殿山神社(大日寺跡)・大井沢自然と匠館等 見学
17:30	宿泊場所到着
18:00	夕食
19:00-20:00	理事会(会場 大井沢温泉湯ったり館 大広間)
20:00-21:00	ジャーナル編集委員会(会場 大井沢温泉湯ったり館 大広間)

◆11月29日(土) 自由報告・地域セッション・総会

7:00-	朝食(各宿泊施設)
8:00-	宿泊場所から研究発表の会場(旧大井沢小学校)への移動
8:45-	開会式(旧大井沢小学校 オープンスペース)
9:00- 11:55	自由報告(A会場(オープンスペース)、B会場(食堂))
11:55-12:50	昼食(弁当配布:各会場)
12:50-15:00	自由報告(A会場(オープンスペース)、B会場(食堂))
15:00-15:10	休憩・準備
15:10-16:40	地域シンポジウム(A会場(オープンスペース))
16:40-16:50	休憩・準備
16:50-18:15	総会・理事選挙(A会場(オープンスペース))
18:30-20:30	懇親会(大井沢自然と匠館) ※旧大井沢小学校の裏手にあります

※懇親会終了後、一部宿泊場所へはバスで移動します

※11月29日に宿泊される方は、特別の事情がないかぎり、懇親会への参加をお願いいたします。

◆11月30日(日) テーマセッション

7:00-	朝食(各宿泊施設)
8:15-	会場(旧大井沢小学校)に移動(※一部宿泊場所からはバスで移動)
9:00-12:00	テーマセッション(A会場(オープンスペース))
12:00-13:00	昼食(弁当配布:オープンスペース・食堂)・理事会(職員室)・テーマセッション打合せ(校長室)
13:00-15:00	テーマセッション(A会場(オープンスペース))
15:00-15:15	閉会式(A会場(オープンスペース))
	終了後、山形駅へバスで移動

【会場へのアクセス】

◆車で来る場合

(各宿泊施設・大井沢温泉湯ったり館および旧大井沢小学校に駐車場があります)

・山形自動車道月山 I.C から約 15 分 (降雪の可能性のある時期です。冬用タイヤにてお越しください)

※ 西川町中心部より大井沢までは約 30 分の行程です

◆空港から来る場合

エクスカッション参加の場合は、空港発山形駅前行のシャトルバスをご利用ください (運賃: 1,500 円、所要時間: 約 35 分)

◆列車の場合

(往路)

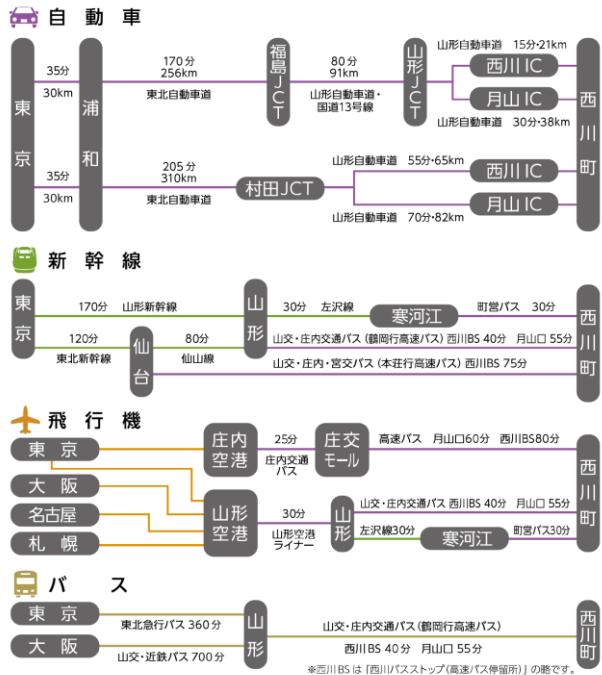
エクスカッション参加の場合は、新幹線等にて山形駅にお越しください。改札を出て西口 (左側) に進み、左手のエスカレーターを下ったバスロータリーが集合場所になります。

エクスカッション不参加の場合は、寒河江駅または西川バスストップにお越しください。希望者向けに、28 日 (金) 夕刻、29 日 (土)、30 日 (日) 日中に会場とのバスを運行できるよう調整します。ご希望の方は、申込時にバス利用の旨と希望の出発時間等を備考欄にお書きください。全ての要望に応えられるわけではありませんが、可能な限り対応します。希望された方には、個別に状況をご連絡します。

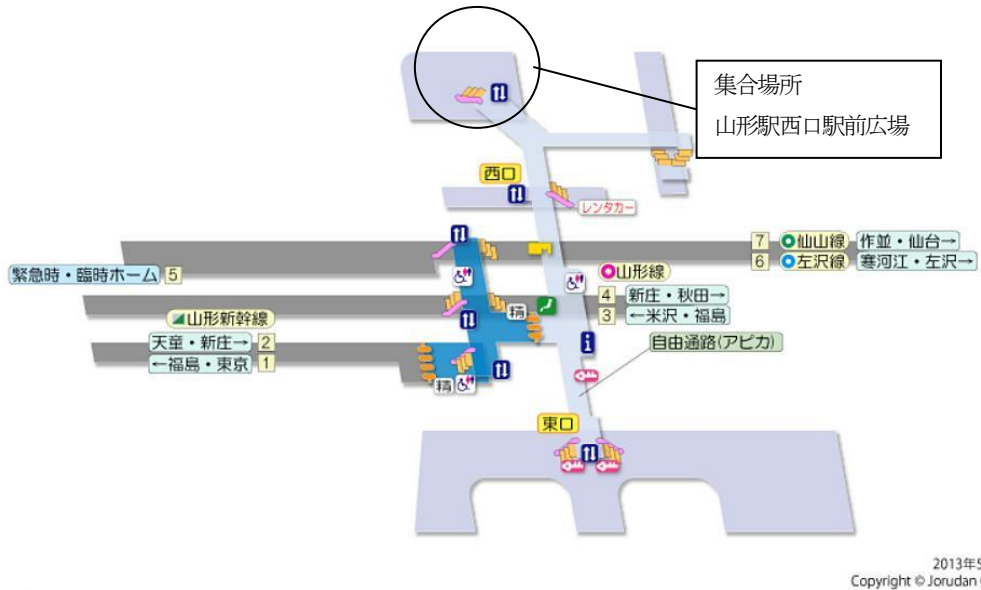
(復路)

閉会式終了後、山形駅行の貸し切りバスを運行します (運賃: 1,000 円 所要時間: 約 60 分)

途中で帰る方のために、29 日 (土)、30 日 (日) にバスを運行できるよう調整します。こちらも、すべての希望に応えられるわけではありませんが、可能な限り対応しますので、申込時にバス利用の旨と希望の出発時間等を備考欄にお書きください。希望された方には、個別に状況をご連絡します。



※ エクスカーション参加者の集合場所は、以下のとおりです。



2013年5月現在
Copyright © Jorudan Co.,Ltd.

【受付】

① エクスカーションに参加される方

11月28日(金)11時45分までに、山形駅西口のバス乗降場所付近で受付を済ませてください。

② エクスカーションに参加されない方

11月28日(金)は大井沢温泉湯ったり館にて17時00分より、11月29日(土)と30日(日)は旧大井沢小学校 校長室前で受け付けます。

※ エクスカーションに参加されない方で公共交通にてお越しの方は、寒河江駅または高速バスの西川バスストップにお越しくください。ご希望に応じて以下の時間に、マイクロバスにて大井沢行の便を設定予定です。希望の方は、申し込みの際に必ず何時の便を希望か明記ください。

・寒河江駅発：17時5分

(山形駅16時32分発 → (左沢線) → 寒河江駅16時55分到着)・大井沢到着17時50分頃

・西川バスストップ発 (バス停を降りて、一般道側出口にお越しくください) 18時30分

(山形駅17時43分発 → (高速バス) → 西川バスストップ18時22分到着)・大井沢到着19時10分頃

・寒河江駅発：19時10分

(山形駅18時34分発 → (左沢線) → 寒河江駅19時01分到着)・大井沢到着20時00分頃

※ 宿泊場所が大井沢以外になった場合(詳細下記参照)、上記バスにて宿泊場所までお送りします

※ 寒河江駅および西川バスストップ付近のバス発着所は、次の頁の地図を参照ください。

寒河江駅バス発着所: 1 番出入口バスロータリー



西川バスストップバス発着所: 町営バス停留所



※ 11 月 29 日・30 日ともに、途中参加・途中退席の方向けに、大井沢⇄寒河江駅または西川バスストップ間の送迎バスを運行します。ご希望の方は、申込時にバス利用の旨と希望の出発時間等を備考欄にお書きください。全ての要望に応えられるわけではありませんが、可能な限り対応します。希望された方には、11 月上旬を目途に、個別に状況をご連絡します。

【会場入り口写真および構内図】

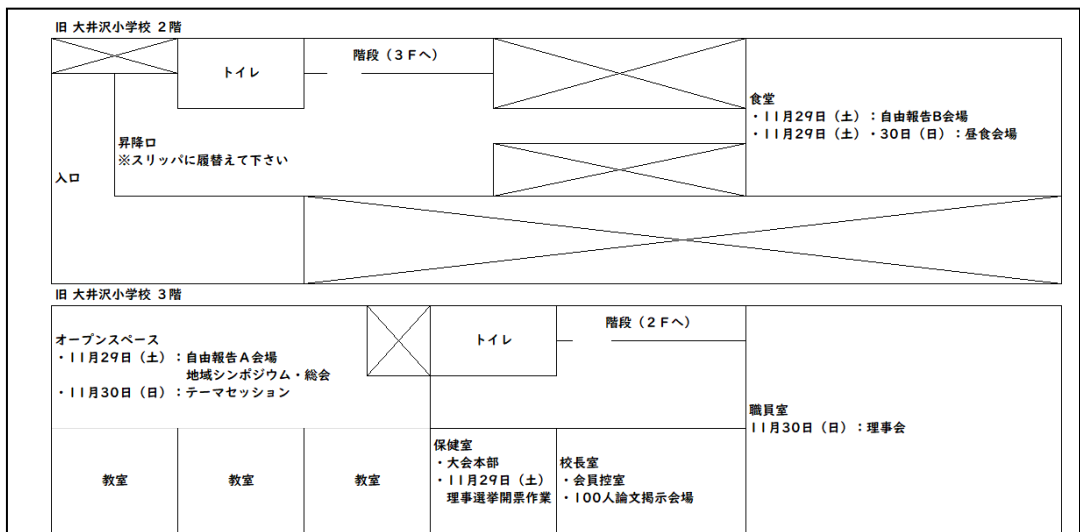
旧大井沢小学校入り口付近写真



旧 大井沢小学校駐車場
※ お車でお越しの方は、こちらに
駐車ください

入り口
左手奥に階段があります。階段をあ
がって 2 階にお進みください

構内図 (2 階・3 階)



【大会参加費・宿泊費等】

	正会員	院生会員
参加費	3,000 円	2,000 円
エクスカージョン (11/28)	3,000 円	2,000 円
往路バス (11/28) ※ エクスカージョン不参加者のみ	1,000 円	1,000 円
宿泊費 (11/28) 1泊2食	12,000 円	8,000 円
昼食費 (11/29)	1,200 円	1,200 円
懇親会費 (11/29)	6,000 円	3,000 円
宿泊費 (11/29) 1泊1食	9,000 円	6,000 円
昼食費 (11/30)	1,200 円	1,200 円
復路バス (11/30)	1,000 円	1,000 円

* 宿泊は4～6人部屋です。お子様同伴で宿泊の場合、家族部屋をご用意しますので、申込時の備考欄にその旨、記載ください。なお、お子様同伴の会員の方々は、なるべく同じ宿になるよう調整致します。

**すべてに参加する場合、正会員は36,400円、院生会員24,400円になります。

**** 会員以外で参加を希望する方は、大会事務局までお問い合わせください。

【大会申込み】締め切り：10月10日(金)

◆Google フォームへの情報入力および下記の口座への振込確認をもって参加受付とします。

振り込みは各自計算の上、金融機関等で行ってください。振込手数料はご負担ください。

口座名義：牧野 修也 (マキノ シュウヤ)

銀行名・口座番号：ゆうちょ銀行〇二八 (ゼロニハチ) 支店 (028) 普通 6234069

◆Google フォームへの入力方法

・以下の URL にアクセスし、必要事項を入力して下さい。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfy6LPdWkuVtg-wgZTZfGz5NTrkrvOmIas9sr3XNqnUPvUjw/viewform>

・入力項目は、メールアドレス、電話番号、所属、氏名、会員種別（一般会員、院生会員）、エクスカージョン、往路のバス（エクスカージョン不参加者のみ）、11/28の宿泊、11/29の昼食、11/29の懇親会、11/29の宿泊、11/30の昼食、復路のバス利用の有無等となります。

◆託児サービスに申し込みは、9月末にて締め切りました。現在、ご応募の人数に対応した場所を、現地と調整中です。場所確定しましたら、申込者の皆様に、場所をお伝えします。

【大会事務局】

・土居洋平 (大会実行委員長) fwje8575 (at) nifty.com

〒112-8687 東京都文京区大塚 1-5-2

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部/地域交流センター

電話：03-3941-7420 (代表) 携帯電話：090-6025-2698

・牧野修也 (神奈川大学他非常勤) 中川恵 (山形県立米沢女子短期大学) 岡田航 (尚絅学院大学)

II. 大会プログラム

11月29日(土)

◆開会式(会長挨拶) 8:45ー A会場

◆自由報告 報告時間 各40分(報告25分、質疑応答15分)

【A会場】 9:00ー11:55 座長:佐藤洋子(高知大学)

A-1 本田恭子(岡山大学)・木原奈穂子(鳥取大学)・藤井和佐(摂南大学)

中国四国地方における土地改良区的女性理事ー第5次男女共同参画基本計画前後の比較ー

A-2 靄理恵子(専修大学)

「女どうしの絆」の変遷が示すものー戦後の農山村研究の事例からー

A-3 山村哲史(京都大学大学院)

農村女性部の活動から考える新しいむらの形ー京都府北部の棚田集落の事例からー

A-4 大友由紀子(十文字学園女子大学)・堤美智(健康科学大学)・Sebastian POLAK-ROTTMANN
(ドイツ日本研究所)・中道仁美(京都女子大学)

オーストリアにおける農村女性リーダー育成プログラムの展開ー農業会議所による
“ZAMm-unterwegs”の実践事例ー

【B会場】 9:00ー11:55 座長:牧野友紀(名古屋工業大学)

B-1 藤井優多(一橋大学大学院)

非可住化された津波被災地域における住民の取り組みとその持続の模索ー宮城県仙台市若林区
荒浜を事例としてー

B-2 岡田航(尚絅学院大学)

集落の無住化と<離村者コミュニティ>ー山形県・朝日連峰山麓山村の事例から

B-3 楊殿閣(東北大学)

奄美大島における観光の両義性ー地域づくりの視点による考察

B-4 長澤壮平(中京大学文化科学研究所)

村落継承を目指す新しい農業の仕組みとその多面的意義ー愛知県豊田市「自給家族」の展開ー

【A会場】 12:50ー15:00 座長:牧野厚史(熊本大学)

A-5 平井太郎(弘前大学)

正統的参加・論はなぜ求められ何を語りがたくするのか

A-6 胡偉静(弘前大学大学院)

内発的発展論は中国学術界において主にどのように展開されてきたか

A-7 楊非凡(東京農工大学大学院)・陳創斌(汕頭大学/中国)・聶海松(東京農工大学)

中国農村部における高齢者の就農に関する影響要因ーCLASS 2016・2018・2020年データに基づ
くー

【B会場】 12:50-15:00 座長：秋津元輝(明治国際医療大学)

B-5 牧野修也 (神奈川県立大学非常勤)

「教育移住」と地域社会—長野県佐久穂町の私立園、小・中学校の事例を手がかりに (1)

B-6 夏秋英房 (國學院大學)

「教育移住」と地域社会—長野県佐久穂町の私立園、小・中学校の事例を手がかりに (2)

B-7 徳野貞雄 (トクノ・スクール農村研究所)

高出生率とUターンを支える“はろーじ”社会と循環型社会システム—徳之島・伊仙町を事例として—

◆15:10-16:40 地域シンポジウム

「西川町と大井沢 I・S・M の挑戦—西川町・大井沢の存続のために—」

・報告者：菅野大志(西川町長)

志田龍太郎(大井沢区長・大井沢 I・S・M 代表取締役社長)

遠藤知章(大井沢ふるさと民宿旅館組合長・橋本荘)

・コーディネーター：土居洋平(跡見学園女子大学)

◆16:50-18:15 総会

11月30日(日)

◆テーマセッション 9:00-15:00 A会場

「生活文化の継承とその課題—村落・家の永続性と継承を志向する文化を考える」

コーディネーター：矢野晋吾 (青山学院大学)

【午前の部 報告】 9:00-12:00

趣旨説明 矢野晋吾 (青山学院大学)

第1報告 野田岳仁 (法政大学)

「井戸端」としての水場の価値継承の論理と仕組み—長崎県島原湧水群「浜の川湧水」と「水頭の井戸」を事例として

第2報告 湯澤規子 (法政大学)

食をめぐる生活文化の継承とその歴史的変遷—郷土・ふるさと・風景へ

第3報告 藤井紘司 (千葉商科大学)

後継者不在の家と祭祀のゆくえ—沖縄県八重山郡波照間島の事例から

第4報告 奥井亜紗子 (京都女子大学)

農村—都市移動者の継承と永続性の希求—関西「餅系食堂」モノグラフを通して

【午後の部 ディスカッション】 13:00-15:00

◆閉会式 15:00-15:15

Ⅲ. 自由報告要旨

【A 会場】 9:00—11:55

座長 佐藤洋子(高知大学)

A-1 中国四国地方における土地改良区の女性理事—第5次男女共同参画基本計画前後の比較—

本田恭子(岡山大学)・木原奈穂子(鳥取大学)・藤井和佐(摂南大学)

第5次男女共同参画基本計画(以下、「第5次計画」)では、農業委員会や農業協同組合(JA)に加えて新たに土地改良区(以下、「改良区」)に対して理事の女性割合を10%とするなどの数値目標が設定された。これを受けて2021年度からの土地改良長期計画においても女性理事登用の取り組みを促進することが明記された。理事の女性割合は2016年度の0.6%から、2025年4月に2.7%まで増加したものの、2025年度中の目標達成は厳しい状況にあり、農業委員会やJAと比べて改良区の数値の低さは際立っている。

先行研究では、男女共同参画基本法と農村女性政策との関連性(大内、2017)や農業委員会・JAにおける女性参画の実態(小林、2012;高地、2017)が明らかにされてきたのに対して、改良区の実態はほとんど解明されてこなかった。それは組合員資格と農地所有権に関係性があるために、改良区への女性参画が難しいとみなされてきたためである。このような状況において、中国四国地方は第5次計画以前から女性理事割合が全国で最も高かった。なぜ中国四国地方において女性の理事就任が可能であったのか。また、第5次計画以降、女性の理事就任のあり方に変化は生じたのか。以上の問題意識から、本研究では女性理事のいる10土地改良区を対象に、女性理事と関係者への聞き取り調査結果を実施した。

調査結果より、第5次計画以前から女性理事が存在した改良区の特徴として、改良区の組合員数・受益面積が小さいこと、家々の持ち回りで理事が選ばれていることが指摘できる。これらの改良区では、理事のなり手がいない状況が住民に広く浸透した結果、女性がやむを得ず理事になっている。また、理事確保のために柔軟な対応が取られてきたことも女性の理事就任を容易にしている。

一方、第5次計画以降は多くの改良区で経営の主導権を握る女性農業者が理事となっていた。また、水田と畑地では理事になる女性に違いがみられ、地域性が女性参画に一定の影響を及ぼしている可能性がある。他方、大規模な改良区では地域の役職経験者の女性が理事に就任しており、理事の威信の高さが背景にあると考えられる。そして、改良区が女性理事に対して配慮(例:一部業務の免除)を行う事例は一部に限られ、女性理事の就任によって改良区の業務に支障が生じた事例はみられなかった。

*本報告はJSPS 科研費23K05444の助成を受けたものである。

文献

- 大内雅利、2017、農村女性政策の展開と多様化—農林水産省における展開と都道府県における多様化—、明治大学社会科学研究所紀要、56(1):145-189
- 小林元、2012、全国JAアンケート調査「JAの意思決定機関等にかかるアンケート」結果分析①、JC総研レポート、22:42-46.
- 高地紗世、2017、女性農業委員の就任経緯と就任後の活動における課題、村落社会研究ジャーナル、24(1):1-12.

問題の所在

日本民俗学では、祭礼における女性の役割と機能、村の中で高齢女性が果たす役割、高齢者どうしの支えあい等に言及する研究が多かった（鎌田久子：1993、中川美穂子 2005 等）。ただ、「女どうしの絆（＝つながり）」が当該個人やムラに何をもたらしてきたのかについては、あまり注意が払われてこなかった。また、一部の例外（宗教民俗学者小林奈央子の研究等）を除けば、ジェンダー視点不在の傾向は現在まで続く。

社会学では、上野千鶴子（1988）の「女縁」の研究がある。報告者は、靄（2007、2009）は、1980年代から全国各地で同時発生的に見られるようになった農村女性起業活動に着目し、それらの活動を通して農家女性たちが家・ムラ・地域社会の再編の担い手となっていることを明らかにした。また、靄（2015）では、農村における女性たちの「縁」の実態とその縁が女性たちの暮らしをどう支えてきたかを明らかにした。

本報告の問い

本報告では、1980年代半ばから2025年現在まで、報告者が約40年のフィールドワークで聞き取ってきた「女どうしの絆」に関する様々な事例を通して、そこから見えてくるものを明らかにする。

研究対象と研究方法

研究対象は、報告者がフィールドで見聞きしてきた「女どうしの絆」に関する事例である。1985年頃から報告者が通い続けた長崎県壱岐市石田町本村触で大正生まれの女性たちから聞いた「ドン」、「ハウバイ」の話から始まり、福島県二本松市「あぶくま農ganic女子」（2022年頃～）、「神奈川県ふるさと指導士の会」、「あかね会」（2025年頃～）まで、事例の数は10を超える。

調査時期、調査時の研究テーマ、調査地、対象者の年齢、婚家（生家）での地位や役割、職業、所属する社会集団やネットワーク、家族との関係等、諸個人の属性や社会的・文化的背景の違いがあることは承知の上で、それらを並べることで見えてくるものに着目する。

事例から見えてくること

女どうしの絆は、1980年代から変化を見せ始める。明治・大正期に生まれ、戦争を経験し、比較的狭い生活圏の中で暮らしてきた農家女性たちの多くは、生まれ育ったムラや嫁ぎ先のムラで女どうしの絆を結び、支え合って生きてきた。それは地縁・血縁に基づく「私的な領域に止まるもの」であった。ただ、同じ80年代でも戦後の教育を受け成長してきた農家女性たちは、地縁・血縁に加え選択縁として新たな女どうしの絆を生み出してきた。それら女たちの絆が生み出す諸事象が、公的な領域にも影響を及ぼすようになっていった。「縁」の複数化、多様化は、全体社会におけるジェンダー平等の広がり、女たちの生活圏の拡大、高学歴化、職業の多様化等と関連している。

一方、変わらないものもある。それは、身近に信頼できる他者がいること、その安心感、必要性である。そして、近年、女どうしに限らず、性別を超えてつながり始めた人々の間でも見出すことができる。

A-3 農村女性部の活動から考える新しいむらの形 – 京都府北部の棚田集落の事例から –

山村哲史(京都大学大学院)

この夏の猛烈な日差しの下、筆者の住む京都府北部の棚田集落では、人手不足の草刈り作業を上回る草木の繁殖で道や水路がどんどん緑におおわれていった。ほぼ最若手の住民としてひとり公道の草を刈り払いながら考えるのは、こうした作業をこれから誰とやっていくのかということである。

過去の大会では、この集落の資源管理を担うメンバーシップについての調査結果を報告した。住民が減り続ける危機にあって集落は、他出した世帯や棚田オーナーなど集落外に住む人たちを含めた新しい関係性のなかでメンバーの確保を図っていた(山村2025)。しかし、この関係性のなかに登場する集落住民は世帯主の男性ばかりで、女性や若手の関わりはほとんど位置づけられなかった。

今回の報告の目的は、自治会女性部のメンバーを中心とした住民への聞き取りを通じて、改めて女性を含めた集落の枠組みや資源管理のあり方を考えることである。

この集落の女性部は、2017年に集会所併設の食品加工所を整備したことを機に、活動の幅を広げてきた。参加は希望制で、個人を主体とした有志メンバーで運営している。食品加工では外販する定番商品もでき、集落の中で存在感を高めてきた。ただし、集落全体の運営については依然として意見する機会が少ない。

先行研究(秋津2007、藤井2007)においても、農村の地域資源全般へのアクセスは男性が独占し、疎外された女性は自発的な人々のつながりを通じて新しい「場」を創出していることや、女性が地域の意思決定への参画を回避すること、などが示されてきた。女性の参画には新旧の「場」を近づけていくという道がある。だが、その結果として女性が地域資源管理の役割を背負うことになれば、比較的自由的な域外の世界とのつながりという優位性を失う可能性がある。

調査集落での聞き取りでも、女性たちは女性部の活動に関わる意思決定に参加することを望むが、必ずしも集落運営全体に関与したいわけではない。資源管理を含む集落の運営について、「それは本当に必要なことなのか」といった視点も垣間見える。報告では、女性が参画する枠組みのあり方を、集落のルーティンワークの問い直しなども視野に入れて検討したい。

【参考文献】

秋津元輝、2007、地域への愛着・地域からの疎外 農村女性起業に働く女性たち、秋津ほか、農村ジェンダー女性と地域への新しいまなざし、昭和堂、111-143

藤井和佐、2007、克服か回避か 地域女性リーダーの歩む「場」の構築、藤井ほか、農村ジェンダー女性と地域への新しいまなざし、昭和堂、71-105

山村哲史、2025、「関係人口」時代における農村の資源管理とメンバーシップ-総有意識と棚田オーナー制度に着目して-、村落社会研究ジャーナル 31(2)、13-25

A-4 オーストリアにおける農村女性リーダー育成プログラムの展開-農業会議所による

“ZAMn-unterwegs”の実践事例-

大友由紀子(十文字学園女子大学)・堤美智(健康科学大学)

Sebastian POLAK-ROTTMANN(ドイツ日本研究所)・中道仁美(京都女子大学)

2024年の国連総会で、2026年が「国際女性農業者年」に定められた。女性は世界の農業労働力の39%を占め(FAO 2023)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは持続可能な食料システムへの移行に不可欠である。欧州アルプス山系に位置するオーストリアでは、農業経営体の92%が家族経

営であり、農業経営者の35.3%を女性が占める（EU統計、2020）。さらに、女性農業者の64%が農場を所有している（Mayr et al., 2017）。これらの数値は、オーストリアにおける家族農業のジェンダー公平性と女性農業者の経営参画を示しているが、一方で農業政策決定の場における女性の代表は依然として不足している。地方政治における女性市長の割合は11%にとどまり、2024年農業会議所総会における女性代表率も州によって19～29%となっている。

オーストリアは第二次世界大戦後、農業会議所を含む4つの主要な経済利益団体と政府との連携体制である「社会的パートナーシップ」を土台に経済成長してきた。農業会議所はオーストリアの政治システムにも関与しており、農林業の自営業者とその家族は農業会議所への加盟が義務付けられている。9つの連邦州ごとに、州法に基づく農業会議所が置かれている。その下部組織にあたる女性農業者作業部会（ARGE Bäuerinnen）は、全国約13万人の女性農業者を組織し、農村教育研究所（LFi）と連携して女性農業者の政治活動を推進する教育プログラムを展開してきた。

その代表例がZAMm-unterwegsプロジェクトである。この教育プロジェクトは、2009年から2012年にかけて実施された3年間のパイロット事業ZAM（Zukunftsorientierte Agrarwirtschaftliche Motivation＝未来志向の農業への動機づけ）として、資金の80%を連邦助成、20%を参加者負担でスタートした。2012年以降はZAMm-unterwegs（mit-unterwegs＝共に歩む）として制度化され、資金はEUと連邦・州が折半する仕組みとなった。現在は各連邦州の女性農業者作業部会が開催主体となり、全国展開している。

2010年に制定されたZAMm認定コースは、5つの2日間のモジュールから構成されており、内容は人格形成、農業政策と農業経済、リーダーシップ、広報活動のほか、ウィーンでの研修旅行が含まれ、オプションでブリュッセルでの研修旅行も実施される。参加者はこれらを通じてリーダーシップに必要な知識と技術を習得する。2024年までに約540名が修了し、地区・州レベルの農業会議所委員や地方議会議員として活動する女性リーダーを輩出している。国民議会議員で、2021年から連邦女性農業者代表を務めるノイマン＝ハートベルガー氏（1974年生）は、この認定コースの第1期修了生である。

さらにZAMm-unterwegsプロジェクトでは、若年女性向けラーニングコース、スタートアップ支援プログラム、女性役員向け能力強化トレーニング、ブックレット『農業における女性の権利』、女性農業者ハンドブック『農村における職業的な利益代表活動』と補助教材のディスカッションカードの開発、2017年制定「農林業におけるパートナーシップに基づく権利代表のための憲章」への署名活動を通じたネットワーキングも進めており、こうした活動は2023年ARIA賞優良事例にノミネートされ、国際的にも高く評価されている。

本報告は、2025年3月に実施した女性農業者作業部会および農村教育研究所でのヒアリングと資料調査に基づく。農業人口が縮小するなかで、持続可能な農業政策と地域開発の成功には農村女性のリーダーシップが不可欠である。農業者の利益団体が自ら、地域社会や政策決定の場で声をあげられる農村女性リーダーの育成に取り組むオーストリアモデルの意義を明らかにするものである。

本研究は、JSPS 科研費 JP24K05288 の助成を受けたものである。

B-1 非可住化された津波被災地域における住民の取り組みとその持続の模索—宮城県仙台市若林区荒浜を事例として—

藤井優多（一橋大学大学院）

大規模災害からの復興は、応急に確保すべき生活基盤再建と、将来の持続的な地域社会再構築へ向けた長期の取り組みの2段階が存在する。前者について日本社会は過去の災害経験に基づき、仮設住宅や弱者支援のあり方を現代の潮流に合わせて変化させてきた。また、住宅再建方法も阪神・淡路大震災以降、コミュニティ維持は重要視され、東日本大震災復興でも再確認された。しかし、後者について災害急性期では地域住民がその地域に持つ関心や外部ボランティアの支援によって活動が活発である一方、時間経過に伴い、生活の安定化やトラブル起因の関係者の退出行動、自治体の復興方針の固定化などで、その活動は不安定になることが本研究の事例で確認された。

先行研究では、小林（2014）が東日本大震災の地域復興の方針を巡る地域住民団体での取り組みについて論じた。仙台市沿岸の南蒲生地区の事例で、既存の町内会体制の一部として組織され、「多様な意見の受容」「一般住民の参加経路の確保」「一般住民の参加機会の確保」の3点が意識されたことで住民から一定の支持を得た。また、組織は復興を主導せず、住民意見を集約・調整し、行政と交渉する姿勢を取ることで地域の分断を防いだという。しかし、小林（2014）も指摘するように、住民間が十分に調整されても震災復興では国・自治体などの方針が状況を固定し、活動を著しく制限されることも考えられる。日本学術会議社会学委員会（2014）は東日本大震災の反省から復興政策の改善に向けて、既存の政策が地域住民を二者択一に制約する事態を避け、「第三の道」の模索を求めた。復興政策に「のる」「のらない」の二者択一は被災者の分断を生み、地域の再建に必要な集団合意形成の基盤を揺るがし、コミュニティの衰退を招くとした。

本報告では、東日本大震災で津波被災した仙台市若林区荒浜地区を事例として、地域の復興活動における地域住民団体の組織化とその取り組みの特徴を分析し、そして将来に向けたその持続性に関する構造的な問題を検討する。荒浜地区は2000人超の大規模集落であり、震災後ほぼ全域が災害危険区域に指定されている。住民主体の地域復興組織は小林（2014）の事例と異なり、町内会とは別に組織された移転推進・多数派の「荒浜移転まちづくり協議会」と現地再建・少数派の「荒浜再生を願う会」が中心だった。報告者は主に後者とその後継団体での調査を実施した。当初から現地再建に向けて行政との交渉、地区の歴史・文化の発信活動をし、地域アイデンティティを継続させる努力をしてきたが、元住民の興味関心は薄く、空振り続きの活動は関係者の退出行動、会の解散を招いた。後継団体の活動は新規参入を喚起したが、地域は行政主体の再開発が実施され、地域の主体も変化していることから、その活動のあり方の見直しが迫られている。

参考文献：

小林秀行，2014「災害復興における住民組織による調整—仙台市宮城野区の事例—」日本都市社会学会年報，32：115-132

日本学術会議社会学委員会東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会，2014「東日本大震災からの復興政策の改善についての提言」

B-2 集落の無住化と〈離村者コミュニティ〉—山形県・朝日連峰山麓山村の事例から

岡田航（尚絅学院大学）

集落の無住化は今も昔も、様々な形で発生してきた。農山村社会について考えていくにあたっては、それをごく少数の例外的な事象として軽視できるものではない。しかしこれまでの農村社会学研究は、そのような社会現象に正面から向き合ってきたとは言い難い。

報告者が注目しているのは、たとえ統計上、常住人口が0人となった場所においても、かつて離村した元住民やその子息が定期的に通い、土地への働きかけが続けられてきた点である。報告者は2023年大会（島根県安来市）自由報告において、集落の無住化後、半世紀以上経過しているにも関わらず、集落への通いが世代を超えて続けられてきた場所を事例として、離村者たちが土地への働きかけを続けてきた意味について考察した。この時示した事例地では、個々の離村者が自らの所有地へとそれぞれ通い、耕作や森林管理、山菜・きのこの採取などを行っていた。他方、かつての集落の社会関係に基づいた共同はほとんどみられなくなっている点が特徴であり、考察もその点をもとにして行った。しかしそのような点は、すべての無住化集落でみられる特徴ではなく、無住化後も元住民たちによる共同作業が、様々な形で続けられてきた集落もある。今回取り上げるのは、こうしたタイプの集落である。

このような、もはや定住を前提としていない社会関係は、いわゆる「むら」に基礎づけられたそれと何が重なり、何が異なるのであろうか。離村者同士によるネットワークの研究には、これまで都市社会学を中心として展開された同郷団体の分析がある。しかしこれまでの同郷団体研究は、構成メンバーを自治体、もしくは出身校のような、広域から募っていた団体を対象としていたことが多かったことや、大都市圏への出郷者を対象として、都市生活の延長線上に郷里との関係をみようとしたことが多かったことから、本報告の問題関心とは相違点が多そうである。本報告では、上記したような、無住化集落における共同活動を生み出している、離村者同士のネットワークを〈離村者コミュニティ〉と呼び、その成り立ちについて考究していくこととする。

本報告の事例地は山形県西置賜郡にある、A集落である。かつて26世帯あったが、1960年代後半以降住民の離村が相次ぎ、1997年には住民基本台帳上人口が0人となる。その後も春から秋の間のみ居住する者もいたが、2000年代にはいなくなった。

そのようなA集落では、無住化以前から出身者による親睦団体「A会」が活動してきた。2014年には、住民の賛同を得て公民館跡地に「A公園」が整備された。集落では現在でも離村者による田んぼの耕作は一定程度行われているが、水利の管理を行うのは、かつてより存続してきた組合によってである。また2020年には、集落のランドマークであった滝や古道を整備する元住民有志による団体が結成された。一連の取り組みはどのような連関を持ち、かつてのコミュニティとの関係はどのようなものか、報告する。

B-3 奄美大島における観光の両義性—地域づくりの視点による考察

楊殿閣（東北大学）

本稿の主な目的は、奄美大島における観光業の展開が地域社会に及ぼしてきた影響を問い直すことである。奄美大島は亜熱帯サンゴ礁に囲まれており、亜熱帯照葉樹林に多くの固有種を含む多様な生物が生息していることが高く評価され、2021年に世界自然遺産に登録された。このように豊かな自然環境に恵まれている一方、農地面積が狭く、本島へのアクセスも悪く、産業発展においてい

いわゆる条件不利地域としても位置づけられる。これまで「群島振興開発」政府予算を活用して、インフラ整備・産業振興・開発が進められ、産業別就業人口における一次産業と二次産業が縮小し、三次産業が拡大してきた。特に、近年における人口流出、高齢化、基幹産業の行き詰まりといった課題が進行するなか、観光業の推進による地域振興を図る戦略が前景化してきた。奄美支庁が公表した奄美群島への観光客数によると、2020年では517,192人でしたが、2024年では823,238人に上った。

本稿では、地域づくりの視点から奄美大島における観光業の展開を考察し、奄美大島の地域性の維持・発展に向けて、今後の観光の在り方について再検討する。地域づくりは、地方創生などの政策の名のもとで、全国各地で多様な試みが実践されている。小田切（2022）は、地域づくりのフレームワークを考案し「暮らしのものさしづくり」、「暮らしの仕組みづくり」、「カネとその循環づくり」、という3つの柱から組み立てられる仕組みを提示した。そして、この仕組みを支える3つの柱を一体的に取り組むことによって、地域に「新しい価値の上乗せ」を創出することが可能と示唆した。奄美大島における観光が地域社会に与える影響をこの地域づくりのフレームワークに当てはめて分析することにより、観光は①どのような主体形成に寄与したのか、②地域社会の中でどのような空間を生み出したのか、③地域の経済活性にどのような効果をもたらしたのか、といった側面を明らかにすることができる。

また、奄美大島の観光の実態は、自然や文化とのふれあい、生きもの観察が中心となっており、地域住民の生活世界・生業との乖離がある点は否めない。本稿は、近年における観光の光と、その影で観光が地域社会と接続できていない部分や新たに浮上する問題についても言及し、観光の両義性について論じる。

参考文献：

小田切徳美（編）2022『新しい地域をつくる—持続的農村発展論』岩波書店。

須山聡 2018「奄美大島における世界自然遺産登録に対する取り組みとその地域的含意」『地理空間』第11—3号179—196頁。

宋多情 2021「奄美市住用町における自然利用の変化と住民意識」『島嶼研究』第22巻2号 139—151 頁。

B-4 村落継承を目指す新しい農業の仕組みとその多面的意義—愛知県豊田市「自給家族」の展開— 長澤壮平（中京大学文化科学研究所）

長らく問題となってきた山村の過疎高齢化は、いまなお徐々に進行しており、ますます厳しさを増している。農林業で生活できないことや就業機会が限られるといった生業の問題によって現役世代が山村を離れ、高齢者も高齢によって離農することで、担い手は減少していく。加えて山村では、農業の低利益、高コストが顕著で、赤字経営である場合も多いことから、営農意欲を大きく削ぐことになっている。結果として、耕作放棄地が急増しているばかりか、廃村に追い込まれる村落も多い。行政からは中山間地域を支援する施策が打たれているものの、不利な営農条件による離農を抑制するような効果はほとんどない。

愛知県豊田市旭地区で展開している「自給家族」は、ICTを通して広く消費者と直接つながり、消費者とともに稲作を行う新しい農業の取り組みである。そこでは大規模化や産業化、農薬や化学肥

料による汚染などへの批判意識も見られ、安心安全な農業、消費者の顔の見える農業など、倫理性を含んでいることにも注目される。2019年にクラウド・ファンディングの成功から本格始動したこの活動は、当初52家族の契約世帯で始められたが、マスコミの取材などもあって急成長し、2024年には営農範囲を広げ、契約世帯も200世帯に増加している。

以上のように、自給家族は多面的な意義を持っているが、本報告でとりわけ注目したいのは、この取り組みが第一義的に「村落継承」を目指していることである。この活動を立案、展開しているのは、地元住民である。彼らがこの活動を展開する動機には「場所の記憶」が強く働いており、この地域の衰退に対する強い憂慮の念がある。戦後の産業化、通勤の始まりによる担い手の減少、田植えや稲刈りの楽しみの消滅などをつぶさに経験してきた彼らは、機械化以前の「先祖がつくりあげた」「素晴らしかった農業」を、なんとしても保全しようと活動している。現代社会は「移動」を除いては考えられず、それが山村を維持する条件にさえなっている以上、もはや過去そのままの農業に復帰することはない。とはいえ、「移動」を前提とした現代において、さらにはインターネットに拡散するつながりを取り込もうとする本事例において、「根ざすこと」についていまいちど検討し、現代社会にとっての「村落継承」および「場所」の意味について考えてみたい。

[A会場] 12:50-15:00

座長 牧野厚史(熊本大学)

A-5 正統的参加・論はなぜ求められ何を語りがたくするのか

平井太郎(弘前大学)

Lave and Wenger (1991)によって提唱された「正統的周辺参加/実践共同体」論は、今日の日本農村をめぐる研究でもくりかえし参照されてきた(稲泉 2020, 廣本 2021, 藤原 2021)。この議論の魅力は人間の文化なるものが、それを伝える個々人の知識や技能の変化ばかりでなく、それを取り巻く人びとの関係性とともに変化しながら学習され、継承され、伝播されるように捉え返せるからだろう。この議論ではしばしば批判されるように、人びとが学習する知識そして共同体なるものが前提とされているわけではない。むしろ問われるべきは、どうしたら知識や共同体が変化してもなお、人びとの間に「それが自分たちの生活と共同体にとってどういう意味があるかについての共通理解」(Lave and Wenger 1991=1993:80) が生まれるかである。このような動態に関する問いを深めるとき、正統的周辺参加/実践共同体論者のうち、記述の解釈や概念化を進め著名な経営学者となっていた Etienne Wenger よりも、そうして解釈される観察を生み出す1人でもあった Jean Lave が何を見たのか、そして、提唱から30年を経た今、彼女が見たものがどうなったかを確かめ、理論を組み立てなおすことが求められよう。

Lave が正統的周辺参加/実践共同体を見出したのは1973-78年のリベリアの首都モンロビアの川沿いに並ぶ100軒ほどの仕立屋街であった。当時のリベリア研究に目を配ると(Holsoe 1984)、Laveが見た仕立屋街は自然に生まれ根づいたものではない。1960年代以降、貿易自由化にともない米国資本が安価な布と服を持ち込み、リベリアの家内で営まれた紡織・縫製は解体される。しかし、紡織は奴隷化されていないリベリアの男性にとって名誉ある生業の1つであった。それで流入する安価な布を下に紳士服からドレス、庶民の着る日用服までさまざまな服を、顧客の求めにしたがって仕立ててゆく生業に生まれ変わっていった。これをHolsoe(1984:12)は「適応」と呼ぶ。

1979年以降、Laveはモンロビアを訪れていない。おそらくはそのタイミングで反政府運動が激化

し 2003 年まで続いた内戦で、モンロビアの街もそして仕立屋街も変貌してしまったからであろう。だが、Tait (2020) によれば仕立屋は今でもリベリア、そしてモンロビアの重要な生業だという。内戦とその後の度重なる感染症拡大を経て、少なくとも仕立屋で服をあがなえるほどの貨幣を持っていたはずのリベリアの人びとはそれにも欠くようになっていく。しかも 2000 年代以降、欧米そして東アジアからの大量のファストファッションの古着が輸出され、リベリアを含めたサブサハラの繊維産業は壊滅したと言われる。だが持ち込まれる古着はとて身に着けられないほど解れ、汚れてもいる。だからこそ仕立屋が欠かせない (Sumo 2022:152)。しかもモンロビアの仕立屋は現在、男性ばかりでなく女性にも広がり、自らの「コミュニティ」(Tait 2022:64) で何が求められ、どれくらい繕いをして対価を得られるかを見極めつつミシンを動かしている。たしかに仕立屋「街」は失われたが、仕立てという実践をめぐる共同体は分散しつつ息づいている。

これが Lave が正統的周辺参加と実践共同体と名づけた現象の前史であり後史だとすれば、現代日本の農村の変容にどのような新たな光が当てられるだろうか。稲垣 (2020) がいちご農家の実践共同体の中心に「いちご」を置いたように、Lave (2010) では視野の外に置かれがちなモノとのかかわりを念頭に再考したい。

A-6 内発的發展論は中国学术界において主にどのように展開されてきたか

胡偉静 (弘前大学大学院)

改革開放以降、中国では本格的に自らの「発展」が自覚されはじめた。「経済発展」「社会発展」「文化発展」「自然との調和的發展」「人間本位の発展」「持続可能な発展」などの多様な概念が交錯している。「発展とは何か」「どのような発展が望ましいのか」という問いも提起され、「発展」の新たな意味が模索されている。さらに近代化も「発展」概念とともに再考されている。そうした再考に「内発的發展」がどのように位置づけられるのかを考えたい。

鶴見和子は 1989 年に発表した『内発的發展の系譜』において内発的發展の定義・単位・内容を明確化する以前から、1984 年から 10 年間にわたり、費孝通らとともに「日中小城鎮研究会」を組織し、中国の蘇南地域と日本の大分県をフィールドとして実証研究を展開していた。研究結果として、『農村地域の近代化と内発的發展論——日中「小城鎮」共同研究』などが刊行され、鶴見は柳田国男の日本研究と費孝通の中国研究をそれぞれ内発的發展論の原型と位置づけた (鶴見、1989)。当の費は中国の実情を踏まえ、「内発的」に対応する概念を「外向型」とし、外的な資源の有無より地域住民の主体性こそを重視する立場を明確にした。

しかしながらこれ以降、中国において「内発的發展」はさらに複数のかたちで解釈されてきた。一つは農村の工業化・産業化自体を内発的發展として理解する立場である。主に塗人猛や張文明らである。もう一つは、「資源」「参加」「地域—文化アイデンティティ (Territorial-cultural identity)」などをキーワードとし、農村での「能力開発」「コミュニティづくり」「主体性」をめぐる議論であり、文軍、張文明、呉越菲らがいる。以上は、主に欧米の内発的發展論や新内発的發展論を参照しながら展開されてきた。

これに対して、主に日本の内発的發展論を参照した研究もある。まず、地域文脈における「地域連携型内発的發展」を論じる向延平などである。次に、異なる背景や多分野の中で、内発的發展を「コミュニティづくり」「人材育成」「都市と農村の連携」などの観点から論じた王志剛や顧鴻雁らがいる。さらに、主体性、伝統、ローカル、多元性といった観点から、地域に根差した農村振興戦

略を展開した研究も、田毅鵬らが主導している。

これらはそれぞれ異なる背景や視点から内発的發展論を論じたものではあるが、相互に補完し合い、内発的發展論を共同で構築してきたと言える。そこで本研究では、いったん改革開放後の中国における「発展」にかんする議論をできるかぎり網羅的に捉え、内発的發展論としてどう総合するかを考察したい。

A-7 中国農村部における高齢者の就農に関する影響要因—CLASS 2016・2018・2020年データに基づく—

楊非凡（東京農工大学大学院）・陳創斌（汕頭大学/中国）・聶海松（東京農工大学）

中国農村地域では、若年層の都市部への人口流出と人口高齢化の進展により、高齢者が地域農業の担い手として大きな役割を果たしている。2020年時点の農業就業者に占める60歳以上の割合は28.3%に達しており、高齢者による農業労働は単なる労働力補完にとどまらず、農業継続を支える基盤として注目されている。一方で、農村高齢者がどのような要因により農業に従事し続けているのかについては十分に検証されておらず、特に社会保障や介護観との関連を実証的に明らかにした研究は少ない。

本研究では、アクティブ・エイジングおよび生産的高齢化の理論的視点に基づき、中国老年社会縦断調査（CLASS）の2016年・2018年・2020年のパネルデータを用いて、農村高齢者の農業労働参加を規定する要因を明らかにすることを目的とした。対象者は海南省、新疆自治区、チベット自治区などを除く28省・自治区・直轄市に居住する14,679名であり、農業労働への参加有無を従属変数とし、個人属性、家族構造、健康状態、介護意識、社会保障の各側面との関連性をロジット回帰分析によって検証した。加えて、地域固定効果を統制した上で、性別による異質性を分析した。

分析の結果、男性で農業戸籍を有し認知能力の高い高齢者は農業に従事し続ける傾向が強いことが明らかとなった。健康状態が良好であるほど参加が促進されることに加え、介護の場として自宅を志向する高齢者は農業労働への継続的な参加を選択する傾向がみられた。一方で、子どもを主介護主体として想定している高齢者では労働参加の可能性が相対的に低い傾向がみられた。また、年金や老齢手当の受給が必ずしも就業からの退出につながるわけではなく、就業継続を支える重要な要素として機能していることも確認された。

これらの結果は、農村高齢者の農業就労が経済的な補完に止まらず、高齢者自身の自立的な生活維持および農業・地域社会の持続に大きく寄与していることを示している。今後は、地域医療へのアクセス向上や介護・社会保障制度の一層の整備に加え、土地経営権の保証や農業機械化・社会化サービスの普及を通じて、高齢者が安心して農業に従事し続けられる環境の構築がより一層求められる。

【B会場】 12:50—15:00

座長 秋津元輝(明治国際医療大学)

B-5 「教育移住」と地域社会—長野県佐久穂町の私立園、小・中学校の事例を手がかりに (1)

牧野修也（神奈川大学）

農山村社会において、高齢化と人口減少が進み、「限界集落」または「存続可能性自治体」という言葉に象徴されるように、ムラや自治体の存続可能性が危ぶまれる事態が、進行し続けているという現実、改めて触れる必要もないことである。もちろん、こうした状況に対してのカウンター的

な議論も存在する。例えば、徳野貞雄や舩戸修一らが指摘するように、他出子が出身のムラに関わることで、ムラという地域社会の存続に寄与している事例も存在する。また、小田切徳美が「田園回帰」という言葉で指摘するように、「地域おこし協力隊」や「非農家出身者の新規就農」という動きに焦点を当て、都市から農山漁村社会に移住する人びとに着目するアプローチもある。これらの議論は、農山漁村社会が消滅するという認識に対するアンチテーゼとして提起されているものと理解することができる。

これらの議論は、先にも触れたように、ムラや地域社会の存続性という点に力点が置かれた議論であるということができる。そこには、「移住一定住」という枠組みに限定されるものではないが、ムラや地域社会に、一定期間以上の長期にわたって、関わっていくという前提があるのではないだろうか。むしろ、現実には、諸般の事情によって、関係性が継続されない場合も少なからず存在するが、ムラや地域社会からいなくなるという事態は想定されていないように思われる。このことは、本報告では、直接的に言及はできないが、「関係人口」や「交流人口」においても同様ではないだろうか。

本報告においては、「ライフスタイル移住」と「教育移住」をキーワードとして、現在の農山村社会の一局面を考えていきたい。「ライフスタイル移住」をどのように定義づけるかという問題はあがあるが、当面、「経済的理由以外の要因に規定される側面が大きく、自身の生活の質の向上を企図して行われる移住」とする。そこでは、「生活の質」とは何か？という問題が存在することは否定できない。そこには、ワークライフバランス・住環境・趣味や嗜好に基づく部分が大きい。つまり、「個人」を基軸に展開される、つまり、個人の志向性によって行われる移住と位置づけることができる。そのように踏まえた上で、オルタナティブな教育を行う教育機関としての学校に通わせる為に、移住する人びとに注目していきたい。先にも触れたが、従来の移住の議論においては、「移住一定住」という枠組みが暗黙の前提として存在していたと捉えることができる。しかし、「教育移住」の場合、子弟の教育という目的のための移住であり、「定住」ということが前提ではない可能性も考えられる。そうした場合、「教育移住」を、ムラや地域社会の視点から捉えた場合、どのように捉えることが可能であるかを、これまでの研究のレビューを通じて考えていきたい。

B-6 「教育移住」と地域社会—長野県佐久穂町の私立園、小・中学校の事例を手がかりに (2)

夏秋英房（國學院大學）

空間的に遠距離を移動し定住することは、個人や家族にとって、これまでの関係性を薄め、ないしは断って、新たな関係を地域社会の諸機能や住民と結ぶことにより、生活の基盤を新たに構築することである。いわば、ある地域に根ざしていた生活を根こそぎ引き抜いて、他の地域へと移植するような企てである。根は命を養うものなので、移住は生活の危機的局面である。ただし、情報化が進んだ現代の日本においては、空間的移動は必ずしも社会的関係の濃淡を表さなくなったが、移住を強制されたり、地域から避難せざるを得なる東日本大震災のような事態が生じたりすることはある。

ところで、幼少期の子育てや教育という、デジタル化されようもない、しかも時間的経過との競争という一回性の営みにおいては、子育てと教育は賭けのような側面を持つ。

子育て世代にとって、公教育により教育を受ける権利を保障された現代日本においては、教育行政から割り当てられた公立小中学校などに子どもを通学させることにより、また有償で提供される

教育サービスを利用することで、ある程度、不確実性を低減させることができると言えなくもない。

しかし、自らが志向する教育的価値を実現していると思われる、あるいは実現することが期待される保育・教育施設と地域環境を保護者が選択し、それらのある地域に移動し、短くとも子どもが就学する一定期間は家族の生活の基盤をその地域に置いて定住するという行動が、都市部においても農村部においても見られる。このような、子どもの教育環境の選択を契機とした家族の地域間の移動と定住の営みを「教育移住」と呼ぶことができよう。

先に述べたように、一回性のものである子育てと教育は賭けのような性質を持つ。オルタナティブな教育とはいえ、教育移住は必ずしもその偶然性を低減させ教育目的に応じた成果を挙げることにはつながらない。なぜなら、移動先での地域環境による教育的作用あり方や、自ずから閉鎖性をもつ学校教育の中身は、保護者が事前の探査を十分に行ったとしても、子どもが実際に経験する教育的作用の内容を確定させられず、偶然の要因に大きく左右されるからである。

そこで保護者のオルタナティブな行動をより正しいものとするためには、保護者自身が社会的関係を開拓し、地域社会や施設の教育的営みに参加し、改編していく方略が必要となる。また、地域社会や教育施設の側にも、教育移住者とその子どもの受入れと参加・参画に対して開かれた仕組みと取り組みが必要となる。

本発表では、長野県南佐久郡佐久穂町を事例地として、恵まれた自然環境ときめ細かでユニークな教育が実践されていることを期待して保育・教育の営みに賭ける教育移住者の視点から、生活条件や思い、教育施設と地域社会との関わりを形成する過程について考えたい。

B-7 高出生率とUターンを支える“はろーじ”社会と循環型社会システム—徳之島・伊仙町を事例として—

徳野貞雄(トクノ・スクール農村研究所・熊本大学)

本報告の目的は、総人口が減少しても地域社会の維持・存続を可能にするシステムを検討する中で、過疎地・離島である徳之島・伊仙町でのUターンを軸とした人口の循環型メカニズムを社会学的に解明しようとするものである。

2024年11月29日の第216回国会の総理大臣・石破茂氏の所信表明演説の中で、鹿児島県の離島・徳之島の伊仙町が平成15年から平成24年までの間、合計特殊出生率が日本一であり2.42から2.81までの事実と伊仙町の取り組みを報告し、珍しく伊仙町に注目した。逆に言えば、何故か伊仙町等の南西諸島が社会的注目を浴びることは少なかった。言うまでもなく、出生率低下に伴う少子高齢化による人口減少は、ここ50年間の日本社会における構造的な社会課題であるにもかかわらずである。何故だろう。特に、過疎地、僻地・離島等条件不利地帯における人口減少は緊急の地域課題であることは明白である。それゆえ、僻地・離島である南西諸島で、なぜ高い出生率が近年恒常的に発生し続けていることは、極めてシンプルな社会学的な疑問であり、その解明が必要である。たぶん、疑問→仮説→検証→新たな疑問の連続作業になると考えている。

疑問の第一は、進学・就職で18歳人口の『根こそぎ流失』(社会的強制移動)が起こっている地域で、高い出生率はどうして起こるのかの基本的な疑問である。仮説としては、本土・都市部(関西・大阪、鹿児島)に移住していた25歳以降の若・壮年層の人々が、Uターンしているという社会学的な仮説をもつしかない。なぜ仮説かと言えば、Uターンの言説は散文されるが、行政的ゲーターもなければ、学術的なデータも見当たらないからである。だから、その実証的な調査研究を始め

た。

第二の疑問は、Uターンしてきている人たちの量（数）と質（どのような人・理由・条件）の問題である。この問題は、簡単に調査できることではないので、2012年に行った沖永良部高校の卒業生のUターン実態調査を援用するとともに、伊仙町でもかなりの聞き取り調査とアンケート調査を行った。結論的に言えば、沖永良部では25歳～40歳代までを中心に島外移動者の40%がUターンし、60%が本土に残留していることが判明した。なお2018年の伊仙町の科研調査では、Uターン時の年齢は23歳から31歳に多く分布し、全体の57%を占めていた。

第三の疑問は、本土・都市部のほうが「賃金水準も高いし、インフラ等の生活環境も高いこと」を、調査ではUターン者のほとんどが理解・認識していた。だとしたら、経済的以外の理由によって帰郷・Uターンを起こしているのではないかと想定した。都市生活の「社会的孤立性」以外にも理由があると想定した。この中から生まれてきたのが、他地域の過疎地では見られない移住先での郷土の「出身者コミュニティ」と「出身者ネットワーク」の存在であった。そして、徳之島・伊仙町にいる親族や友人・知人とのネットワークも強く維持し続けていた。この移住先での故郷由来の濃密な関係性と安定性（出身者コミュニティと出身者ネットワーク）の形成が、経済的には不利な状況でも島Uターンを多く発生させている要因ではないかと考え、調査してみた。

そして第四の課題は、この濃密な出身者コミュニティや出身者ネットワークの基盤となる島内の地域社会のあり方の検討である。どのような特徴を明らかにしなければならない。想定できるのは、本土の一般的な農山村の「むら」的な構造や関係よりも、かなり濃密な社会関係と社会構造を有していることである。この構造を、「はろーじ社会」という名称で整理しようと考えている。以上の第一から第四までの疑問を、仮説・検証によって解明していく。この道筋を総合的（相互連関的）に追いかけることが、本報告の主旋律となっている。

なお、本報告における重要な分析視点の変更点がある。従来の農村社会学等で培われてきた「土着定住型」住民の生活地域調査をベースとしながらも、1990年以降急激に変質してきた『ポスト農基社会』（農業が生計や暮らしの主軸でなくなった社会）下での「移動型定住社会」の住民分析である。すなわち、生活者として定住はするが従来のように農業をベースとした土着定住型ではなく、一度進学・就職等で本土社会に移動し、都市居住の生活経験をもっている者（Uターン者）であり、現地では車と携帯を駆使しながら「移動・流動型定住生活」を営んでいる姿を捉えることにある。今まで日本の社会学では、この移動流動型定住社会をとらえる分析手法は未成熟なままであった。この調査は、この方法論を成長させるきっかけとしたい。

IV. テーマセッション趣旨・報告要旨

生活文化の継承とその課題—村落・家の永続性と継承を志向する文化を考える

コーディネーター：矢野晋吾（青山学院大学）

【趣旨文】

村落研究が主たる対象としてきた「村落」と「家」は、いずれも永続性を希求する社会的な仕組みと位置づけられてきた。

「村落」については、例えば鈴木榮太郎は「村落」の核心となる「村の精神」は「超個人的な永続的な協同体の社会秩序の為の規範に外ならぬ。即ち其社会秩序は現在の成員間の秩序であると共

に、過去や未来の計り知れぬ多くの成員等との間の秩序でもある」(鈴木 1940『日本農村社会学原理』:97)と、未来へ続く時間の経過、即ち永続性を包含した概念としてとらえている。また、「家」については、永続性を前提とする協業集団(柿崎京一 2018『年報 村落社会研究』第54集:66など)と規定されるように、家業経営及び祖先祭祀を永続的に維持していくという特質が含意されている。

永続性は、必然的に継承を前提とする。人々の暮らしにおける様々な継承については、村落研究においても議論されてきたが、その焦点は主として生産活動に置かれてきた。しかし、永続性を希求する人々が継承してきたのは、生産活動にとどまらない広義の生活文化の総体で、それが地域文化を形成してきた。

永続性は主として2つの基底に支えられてきた。1つ目は、稲作を軸とした生業基盤であった。連作障害を回避した水稲作は、同じ土地で半永久的に生業を維持していくことを可能にした。そしてそれを前提にした政治・行政の体制が構築され永年、継続してきた。もうひとつは、それがもたらした、村落社会における「定住」を前提とした社会の仕組みである。無論、実態としての人の移動は少なくなかったが、「観念としての定住」は日本社会において生活文化形成の根底にあったといえる。

近代以降、そのような基盤は大きな変化をみることとなった。資本制システムの浸透は、生業と生活の分離をもたらし、家業経営における生産活動に伴って継承されていた生活文化が、継承の対象として個別化し、意味づけについても変化が生じてきている。また、物理的な移動の頻繁化は、担い手及び継承者の多様化、その状況の変化をもたらした。さらに、世界的な文化構造の変化と日本への波及も継承に大きなインパクトを与えている。

こうした状況を踏まえ、本テーマセッションでは、①生産と生活文化の分断、②担い手の多様化、③広義の社会環境・自然環境要因による影響、を主たる論点に、以下の4つの実証研究の成果を通じて、現代の村落社会、そして日本社会における生活文化の継承について、議論してゆきたい。

【報告要旨】

第1報告

「井戸端」としての水場の価値継承の論理と仕組み—長崎県島原湧水群「浜の川湧水」と「水頭の井戸」を事例として

野田岳仁(法政大学)

本報告では、村落の生業と生活を支えてきた生活文化の典型として「水場」をとりあげる。水場は、人びとの社交場であり、「井戸端」と呼ばれる地域空間でもあった。しかし、近代的な上水道システムの導入によって、各地から姿を消すことになった。こんにち各地に残る水場は国や地方自治体による公的選定制度の対象とされ、環境保全と地域活性化の資源として位置づけられてきた。そのひとつが環境省による名水百選選定制度であるが、1985(昭和60)年の「昭和の名水百選」から40年が経過し、存続の岐路に立つ選定地が目立ってきた。ここで存続の岐路というのは、たんに利用者・管理者の減少や高齢化による水場の維持困難といった表面的な問題を指しているのではない。現場の人びとは、地元住民の暮らしに根付いた水場の「価値」を理解する利用者や管理者がいなくなることを嘆いたり、地元の生活利用から切り離された水場が保全されることに対して、なんともやるせない気持ちを抱いているからである。つまり、名水百選選定制度はたしかに<水場の存続>を目指したものであるのだが、地元住民の暮らしに根付いた<水場の「価値」存続>に至っていない

いことこそが本質的な問題と地元では認識されているのである。地元住民に共有された「井戸端」としての水場の「価値」を存続できなければ、観光客を惹きつける観光資源にもなりえないからだ。

そこで本研究では、名水百選選定地のひとつである長崎県島原市の島原湧水群をとりあげ、「浜の川湧水」と「水頭の井戸」に注目する。この2つの水場では、水場の「価値」のわかる人を担い手に迎え入れたり、「価値」のわかる人を脱退させない仕組みが存在しているからである。すなわち、本報告では、住民の暮らしに根付いた2つの水場の「価値」存続の論理とその仕組みを明らかにすることを目的とする。

水場の存続をめぐる従来の政策的対応は、担い手の「数」の増減に囚われがちで、①当該自治会の構成員の動員、②外部のNPOやボランティアの動員、それも難しい場合は、③清掃業者に委託といった方法がとられてきた。しかし、いずれの方法も水場の「価値」のわからない人が動員されることとなり、結果的に「水場の「価値」存続」にはつながりにくかった。

こうした状況をふまえ、本研究では、住民の暮らしに根付いた2つの水場の事例から、「井戸端」としての水場の「価値」を支える方法を提示する。「浜の川湧水」では、水場の「価値」のわかる少数の熱狂的なファンを開拓する方法、「水頭の井戸」では、本家-分家関係を基盤に「家」単位で継承する方法である。本報告は、①水場の「価値」のわかる少数で熱狂的なファンを育てるべきなのか、②当該地域の家々の関係性を考慮し、「イエの務め」として「家」を管理の単位にすることが有効なのか、従来の政策にはなかった選択肢を示すことを目指す。

第2報告

食をめぐる生活文化の継承とその歴史の変遷—郷土・ふるさと・風景へ

湯澤規子（法政大学）

本報告では「食をめぐる生活文化」に焦点を絞り、その継承と再構築が誰によってどのような目的でなされてきたのか、その歴史の変遷をふまえて考察する。具体的には暗黙知が膨大に蓄積している食をめぐる生活文化が、形式知として再構成され、食をめぐる知識や情報に変化しつつ時代ごとの目的に応じて地域に普及していく過程を、長野県上伊那郡（養蚕、精密機械工業）、徳島県神山町（煙草、傾斜地農法）、岡山県真庭市蒜山（中国山地、焼畑、酪農）の食をめぐる生活文化との関わりを視野に入れて分析する。

この研究には3つの意義がある。1つ目は、これまで等閑視されてきた、1980年代以降の生活改善運動の新展開としてローカルな知識がいかにして継承されてきたのかを検討する具体的な材料となる。2つ目は、これまで静態的にとらえられてきた「食文化」をめぐる事象や実践が、農山漁村の変化を反映した動的なダイナミズムを創出していることを明らかにし、3つ目として、より広い視点から食の継承を通じて生活文化の再構築が試みられている新たな動向を明らかにしうることである。

農山漁村の変化と生活文化の継承を「食」という観点で議論するにあたり、本報告では3つの時期区分を設定した。すなわち、①戦時体制期、②高度経済成長期、③21世紀のグローバル経済期である。

戦時体制期における「食」の継承実践として注目されるのは、節米による自給体制の構築を実現するための官民挙げての全国的な「郷土食」調査である。主な担い手は、大学を含めた教育機関であり、ローカルな実践現場では女性教員会などが関わっていた。

高度経済成長期には、地域の固有性の喪失とともに進化した「食」の画一化に対する危機感から、地域文化の重要な要素として「食」が再発見され、「ふるさとの味」として再評価されるようになった。長野県における「味の文化財」指定はその嚆矢である。暗黙知であった「味」や「レシピ」を形式知として再構築する実践は、各地の農山漁村で生活改善グループなどを担い手として進められた。徳島県神山町の『神山の味』は1978年に神山町生活大学及び生活改善グループ連絡協議会が作成した。岡山県真庭市蒜山の『ひるぜんの味：食べ物歳時記編』は1981年に八束(やつか)村栄養改善協議会が刊行している。この実践は学校給食にも活用され、従来の伝統的な味だけでなく、高度経済成長期に蒜山で始まったジャージー牛の酪農に親しむための新たな「ふるさとの味」が創出された。

グローバル経済が進行する21世紀には移住者が新たな担い手となり、家や村落を越えた「食」のユニークな再構築が試みられるようになった。その基盤には高度経済成長期における継承知がある。よりミクロなローカル性、土着性に対する「食」の再評価が高まりつつあり、生活文化は広義の社会環境・自然環境との接続を目指して継承されようとしている。

第3報告

後継者不在の家と祭祀のゆくえ——沖縄県八重山郡波照間島の事例から

藤井紘司（千葉商科大学）

本報告では、後継者が不在の家をめぐる人びとの働きかけの事例から家とはなにかを探っていく。事例地は、沖縄県八重山郡竹富町に位置する波照間島のものである。

そもそも家とは何か。日本の農村社会学では、「家産にもとづき家業を経営し、家計をともにし、家の祖先を祀り、家政の単位または家連合の単位となる制度体」（中野 1958）や「日本の家父長制的伝統の家族」（喜多野 1965）といったディシプリンを礎とした見方から、近代化＝家の解体という図式を前提とした戦後の通俗的理解まで、さまざまな議論を喚起してきた。

一方、沖縄の社会組織を対象とした研究は、出自・親族理論を携えた社会人類学者らによる門中の研究が中心的な地位を占めてきた。ゆえに、沖縄の家（ヤー）についての研究は手薄ではあったが（北原 1991: 219）、①なんらかの一系性をもって永続させ（渡邊 1990: 68）、また、②家の財産としての家産にもとづき家業を経営し、③先祖を祀るという特徴は、日本本土のイエと共通している。

こうした特徴をもったヤーは、後継者が不在となったときにどういった対応をみせてきたのだろうか。危機的な状況に陥ったときにこそ浮かび上がる価値観というものを抽出していく。

本報告でとりあげる事例地は、戦争にのみとどまらず、災害や政策、過疎といった生活条件の大きな変化を被り、数多の絶家を生み出してきた島である。発表者はすでに「子孫の絶えた家の先祖祭祀：波照間島における預かり墓と焼香地」（2016）において、この島では先祖への焼香の義務を伴った贈与慣行（預け預かり慣行）を育ててきたことをあきらかにした。すなわち、構成員の絶えた家の墓の焼香の義務を他家が継承する代わりに、それらの家のもっていた耕地を「焼香地」として利用するというものである。本発表では、これらの事例に加え、コロナ禍以降に無人となったある家の構成員（法定相続人）の葛藤をインタビュー調査や意見書を素材として描き出していく。

預け預かり慣行の伝統は、島で生きていくうえで大きな意味をもっていた家産があるからこそ成立してきたものである。しかしながら、いまや島を出た家の構成員にとって家産は「相続したくな

い)ものともなっている。この土地が生み出してきた贈与慣行はもう過去のものなのであろうか。

本報告では、家の継承をめぐる危機的状況下のコミュニケーションに注目することで、当事者たちにとって家を継承することができないことがどういう問題なのかを検討していく。

第4報告

農村—都市移動者の継承と永続性の希求——関西「餅系食堂」モノグラフを通して

奥井亜紗子（京都女子大学）

戦後高度成長期にかけての農村—都市移動（向都離村）は、学歴をつけて／つけるために移動し、都市上層のホワイトカラー層に流入する立身出世型の移動と、就業機会を求めて移動し中小零細企業や自営業層に流入する労働力型の移動に大別される。従来、農村から都市への地域移動は、社会移動を包含した前者の移動が想起されてきた。都市に出ることはサラリーマンとして企業に就職してその社会保障制度に包摂されることであり、そこで構築される家族像は、生活保障の頼りどころとなった企業に永続性を希求する観念をも譲り渡して、一代限りの近代家族となるとイメージされてきた。この都市移動者の形成する近代家族——とりわけ、性別役割分業で「会社人間」として企業中心の生活をする男性——は、転出先の地域社会に軸足を置きえない「根無し草」として描かれるか、あるいは移動後も郷里を自身の「連続性の希求先」とし続けるような志向を持つ存在であった（奥井2011）。

実際には、農村—都市移動者の一定数は、企業社会の枠外において中小零細企業や自営業層に流入していった。近年、昭和の典型と考えられてきた「大企業型」（企業の正社員になり定年まで勤めあげる）の生き方は当時の日本社会の3割台に過ぎなかったこと、一方で、自営業を典型とした地域社会に根を張って生きる「地元型」が、戦後日本社会の経済的・社会的安定に無視しえない役割を果たしてきたことが改めて指摘されている（小熊2019ほか）。都市自営業に流入した人々は、企業勤めのサラリーマンとは異なる形で都市に生活基盤を築き、地域社会に根を下ろしていった。

本報告では、都市自営業層に流入した彼らが郷里から何を継承し、それをいかに再編していったのかをみていくこととする。事例となるのは、兵庫県但馬地方出身者が京阪神都市圏において展開した大衆食堂（「餅系食堂」）である。最も歴史の古い力餅食堂は明治22（1889）年北但東部旧奈佐村（現豊岡市）の農家の長男池口力造が豊岡の町場で饅頭店を開業したのをルーツとする。饅頭店は不振で閉店するが、明治28（1895）年に再起をかけて京都寺町に「勝利饅頭」店を開業して成功、大正期には麺類、丼ものを加えて大衆食堂となった。同郷者の縁故採用と暖簾分けによって店舗数を拡大し、昭和末期最盛期には180店舗を記録するが、この躍進を支えたのは、郷里但馬に貫徹していた親方子方というタテの社会関係の論理と、その論理を機能させる組合というヨコの社会関係のまなざしであった。本報告では、餅系食堂が郷里から継承した論理を再編させつつ、転出先地域社会で新たな永続性を希求していくプロセスについて考察する。

奥井亜紗子, 2016, 「学歴主義の浸透と農村長男の都市移動——兵庫県篠山市同郷団体会員調査をもとに——」『農業史研究』第50号, 2-13.

小熊英二, 2019, 『日本社会のしくみ 雇用・教育・福祉の歴史社会学』講談社

V. 研究交流イベント「村研100人論文(2025)」

村研100人論文(2025)実行委員会
立川雅司、土居洋平、牧野修也、中川恵、岡田航

1. イベントの趣旨

昨年度の琉球大学大会での試行につき、今年度の山形大会におきましても、村研会員の新たな交流機会の企画として「村研100人論文(2025)」を実施することになりました。近年若手会員が増えると共に、対面での交流機会も限られてきたなかで、こうした状態を少しでも改善する研究交流の場として企画したものです。

村研は様々な分野の研究者が集う学際性の高い学会です。そのため同じ学会に属しながら、互いにどのような関心を最近持っているか、なかなか知る機会がないものです。また近年は若手会員も増え、会員間の交流機会の重要性がますます高まっています。会員同士の交流機会を様々な形で用意することを検討するなかで、「100人論文」という方式が存在することを知り(下記)、こうした方式を昨年度から試行的に実施しております。

会員各位が日頃考えておられること、誰かに尋ねてみたいと思っていること、あるいはこんなことであれば自分が貢献できるかも知れないということなどを、互いに伝え合い、新しい研究の芽や交流の機会が生まれることを願っています。村研がこれまで培ってきた「諸学交流の風」を新たな形で試みる企画になればと考えています。

本企画は、京都大学学際融合教育研究推進センターによる「京大100人論文」という名称の交流イベントを参考にしています。「100人の論文」を選ぶという意味ではなく、専門の垣根を超えた研究者間の交流を促すための“仕掛け”とご理解ください。

京大100人論文 <https://www.cpier.kyoto-u.ac.jp/project/kyoto-u-100-papers/>

2. 発表者を募集します！

「村研100人論文(2025)」で発表されたい方は、下記の要領で申し込みをお願いします。今回は大会時の対面会場のみでの実施と致します(オンライン会場は用意いたしません)。なお、閲覧やコメントのみの場合は、申し込み不要です(大会の会場で閲覧いただき、コメントしてください。詳細は次の項目をご覧ください)。

(1) 申し込み先・期間

受付期間：2025年9月30日(通信発行後)～11月15日

申し込み先：村研100人論文実行委員会

E-mail：[100nin_ronbun_sonken \(at\) googlegroups.com](mailto:100nin_ronbun_sonken@googlegroups.com)

参加人数：先着15名まで(予定)

(2) 発表内容の送付

*参加を受け付けた方に、期日までに下記の内容をお知らせ頂きます。

送付先と送付期限は、後日お知らせします。

*「発表内容」：(文字情報のみ。一部の項目だけでも構いません。)

①私の[最近の]研究はこんなかんじです(300字以内)

②こんなこと知りたい・教えてください(120字以内)

③こんなことなら私に聞いてください（120字以内）

④大会やジャーナルの特集などで取り上げて欲しいテーマ（あれば）（120字以内）

※メール本文に上記の内容を記載して期日までにお送り頂ければ幸いです。

*「記名の有無」の選択：発表者名に関しては、「記名式」と「匿名式」のいずれかを選択して頂きます。（途中からの変更はできません。）

(3) 発表内容の掲示等

送付頂いた発表内容に関しましては、実行委員会の方で村研大会の会場内に掲示いたします。

3. 発表者への注意事項

・未公開の発明と思われる内容は記載しないようお願いいたします。他の方への誹謗中傷となるような内容は控えてください。

・会場で付されたコメントへのリプライは、必要に応じて適宜お願いします。今後の意見交換や研究交流につながれば幸いです。

・大会参加の義務はありませんが、大会に参加できず、大会時に付されたコメントを知りたい方は、大会前に実行委員会にご連絡ください。当日の写真などを後日提供できればと思います。

・研究紹介における文章の著作権は、作成者に帰属します。研究紹介には、ご自身で作成した文章を使用してください。他者の著作物を使用したい場合は、著作権法が定める要件を守って引用するか、著作権者に確認を取るなどして、使用条件を守って使用してください。また、他の研究紹介者によってアップロードされた文章を無断で使用しないでください。

（出典：東海国立大学機構 100 人論文サイト

https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/10/2023_100nin_FAQ-1.pdf）

4. 閲覧+コメントをお願いします！

大会期間中に「村研 100 人論文（2025）」掲示会場で発表内容をご覧いただくと共に、コメントをお願いできれば幸いです。

発表希望者（先着 15 名）から寄せられた発表内容を大会会場に掲示する予定です（今回はオンライン会場は用意しておりません。大会会場のみでの開催です）。

5. コメント方法および注意事項

(1) コメントには記名をお願いします

発表会場でそれぞれの発表内容をご覧いただき、コメントされる場合には、用意された付箋紙にコメントを書いて、発表内容近くに貼り付けてください。

コメントには、「記入者氏名」を必ず記載してください。コメントは記名式のみでお願いします。

(2) 閲覧+コメント期間

大会会場：大会期間中（第 2 日目は 15 時まで）

(3) 注意事項

・自由闊達なコメントをお願いします。真剣な研究交流の場ですので、こうした姿勢から逸脱したコメントは差し控えて下さい。誹謗中傷とならぬようご配慮願います。

・掲示板の管理者が、閲覧しやすいようにコメント位置などを適宜変更する場合があります。ご留

意ください。

(4) 問い合わせ先

参加方法や技術的なことなど、ご質問がございましたら、下記にお問い合わせください。

村研 100 人論文実行委員会

E-mail : [100nin_ronbun_sonken \(at\) googlegroups.com](mailto:100nin_ronbun_sonken@googlegroups.com)

VI. 理事会報告

【第 9 回理事会 (2025 年度)】

日時：2025 年 8 月 29 日 (金) 10 : 00—13:25

場所：オンライン

出席：(五十音順・敬称略) 市田知子、奥井亜紗子、川田美紀、佐藤洋子、澤野久美、庄司知恵子、高村竜平、立川雅司、田中里美、霧理恵子、土居洋平、林琢也、平井太郎、平井勇介、藤井和佐、三須田善暢、村田周祐、矢野晋吾、渡邊悟史、山下亜紀子

欠席：岩間剛城、越智正樹

1. 事務局報告

(1) 会員異動

2025 年 8 月現在、会員数 399 名 (内訳：正会員 316 名、院生会員 58 名、特別会員 13 名、海外在住会員 12 名) であることが報告され、以下について承認された。

○入会：7 名

氏名	所属	会員種別	紹介者
中川 隼	皇學館大学	大学院生会員	事務局
李 譔焔	早稲田大学	大学院生会員	閻 美芳
高塚 苑美	京都芸術大学大学院	正会員	事務局
船山 泰宏	岩手大学大学院	正会員	渡辺理絵
馮 哲	京都大学	大学院生会員	事務局
楊 殿閣	東北大学	正会員	池上甲一
向 はるか	広島大学大学院	大学院生会員	福田恵

○退会：5 名

植田淳子 (正会員)、石川雅典 (正会員)、加藤祥之 (正会員)、鳥 英嘎 (院生会員)、八木彩華 (正会員)

○特別会員：1 名

山本正和

○会員種別変更 (海外在住会員と院生会員と二重に登録されていた会員を院生会員に)：1 名

田中佑典 (五十音順・敬称略)

2. 各種委員会報告

(1) 研究・年報編集委員会

1) 研究委員会

今年度大会テーマセッション「生活文化の継承とその課題」(仮)に向けた研究会を、10月12日に関東地区研究会として開催予定である。10月18日には関西東海地区研究会を予定している。

(川田美紀)

2) 年報編集委員会

『村研年報』61集の編集状況について報告された。残念ながら今集も10月末発行にいたらなかった経緯が説明された。締め切りを大幅に超過し、執筆要綱を守らず、査読対応にも問題のある原稿がいくつかあったためである。なお、大会までには発行予定である。

くわえて、年報原稿の著作権が学会に所属していることを周知する方法として執筆要綱にその旨を掲載することが報告され、審議の上認められた。

(三須田 善暢)

(2) 村研ジャーナル編集委員会

1) 村研ジャーナル63号について

8月6日に63号を入稿し、2025年10月にJ-stageにおいて公開予定である。論文2本、短報論文1本、特別寄稿1本、書評1本で構成される。

2) 64号(2026年4月発行予定)以降の原稿の状況について

現在査読中の論文は4本である。64号には、研究会「フードスタディーズと村落研究のクロスロード」、年報60集の合評、特別寄稿1本を依頼済みである。

3) 査読体制の検討について

・「通信」273号にて、再検討の経緯、査読期間や回数についての現状報告、今後の対応について報告した。

・現状の査読体制についての説明をHPで公開するため、素案を作成した。

・委員会内でワーキンググループを組織し、査読体制のみなおしと今後の進行について検討している。現在のところ、改善の方向として具体的な手続きについての「査読規程の制定」と、やや抽象的で理念的な「査読のためのガイドラインあるいは手引き」があると整理できた。今年度はガイドラインあるいは手引きを作成・公表し、査読規程の制定については来期に行うこととしたい。

(会員みなさんへ)

上記の通り理事会でご報告し、ご検討いただきました。今後、HPで現在の査読体制についての情報公開をおこない、大会時の総会では査読のための「ガイドライン」あるいは「手引き」案をご報告いたしますので、ご確認をお願いします。

(高村竜平)

(3) 国際交流委員会

第16回国際農村社会学会(IRSA)世界大会の概要についてあらためて報告があった。また、質疑応答において、次回のアジア農村社会学会(ARSA)については2028年北京にて国際会議を開催予定であること、理事に平井太郎会員が就任したことも報告された。

【IRSA】2026年7月19-23日にブラジル、ポルト・アレグレにて開催されます。詳細は大会ウェブサイト(<https://www.even3.com.br/sober-irsa2026/?lang=en>)にてご確認ください。(渡邊悟史)

(4) 学会研究奨励賞選考委員会

2025年度「日本村落研究学会研究奨励賞」には、書籍の部に1件、論文の部に1件の推薦がありました。現在、選考委員会にて選考作業を進めております。2025年度大会において、結果をご報告いたします。
(轟 理恵子)

3. GEAHSS (人文・社会科学系男女共同参画推進学協会連絡会)

藤井和佐 GEAHSS 担当より、9月13日にGEAHSS第8期第2回運営委員会が開催予定であることが報告され、運営委員会開催後に以下の2点について報告があった。①「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」にたいするパブリックコメントを、2024年9月2日に実施された院内集会の内容(GEAHSSホームページにあり)や2025年3月16日に実施されたGEAHSS第8回公開シンポジウム後のアンケート結果などにもとづいてGEAHSSから出すことになった。②「第3回人文社会科学系研究者の男女共同参画実態調査」の準備が進められており、調査項目に関する要望がGEAHSS加盟学協会にたいしても募集される予定である。
(藤井和佐)

4. 若手支援検討タスクフォース

むら研究会基金の残額が減少していることから、基金消尽後の若手支援のあり方を検討するため、沖縄大会後に設置した。その後2024年12月～2025年7月まで5回にわたって検討を行った。メンバーは、正副会長、研究委員長、会計担当理事に加え、むら研究会基金管理委員会から福田会員、山村会員に参加いただいた。検討内容は、若手会員の現状、自主的研究活動の状況、他学会における若手支援の取り組み例、経済的支援・非経済的支援のあり方、学会の財政状況や院生会費減額の評価など、多岐にわたった。むら研究会基金管理委員会からも、恒常的な若手支援の仕組みなどに関して、様々な意見が提出された。TFの検討経過は理事会毎に報告され、そのうえで①むら研究会基金への寄付の呼びかけ(別項参照)、②理事会とむら研究会基金管理委員会との連携強化(来期より、会長以外の理事1名を管理委員に指名する)の2点に関しては、前回理事会で承認された。なお、若手支援に関しては様々な課題も指摘されているため、こうした検討課題に関しては、次期理事会に申し送ることとなった。
(立川雅司)

5. 事務局から

会計より以下の報告がなされた。2025年度会費請求より、クレジットカード払い導入により、会計管理が簡単かつ正確に行えるようになった。名簿作成費が送付方法の変更により、予算よりもかなり高くなった。名簿の必要性について意見交換が行われた。作成の是非については、次期、理事会および事務局への引継ぎ事項とした。学部時代に入会し、そのまま社会人となり、退会手続きの機会を逸している事例が見られ、学部生の入会については注意喚起が必要であるとの点を確認した。ジャーナル作成費(62号)について、冊子体であった59号の作成費と比べ、かなりの削減になっていることが確認された。若手支援TFにおいて、院生会費減額について、院生会員58名(7月末)×減額分3,000円=174,000円÷学会としての若手支援として理解できる旨、伝えた。常勤職についていない会員に対し申請に基づき会費を「院生会費」として据え置きすることについて合意が得られ、総会での審議に諮ることになった。研究・年報編集委員会の活動費について金額を増額することが

合意された。具体的な増額については、各委員長に相談しながら、会長・事務局で相談し決めていくことになった。
(庄司知恵子)

Ⅶ 地区研究会開催案内

○2025 年度関東地区研究会

日時：10月12日（日）14:00～17:00（対面の場合、事前申込不要）

場所：青山学院大学渋谷キャンパス 14号館（総研ビル）8階第11会議室

（14号館は、国道246号沿いの青山キャンパスの正門を入れてすぐ右側の建物です）

キャンパスマップは青山学院大学のホームページをご参照ください。

本年度の大会に向けて、論点の整理を行います。限られた時間ではありますが、幅広い議論をして頂ければと思いますので、ふるってご参加下さい。なお、オンラインでの参加も可能です。事前にオンライン申し込みフォーム (<https://forms.gle/55D2vcaQSNuHW1LU9>) にてお申し込み下さい（対面参加の場合は申し込み不要です）。

解題：矢野晋吾（青山学院大学）

第1 報告：「生活文化としての「水場（井戸端）」の価値継承の論理と仕組み」

野田岳仁（法政大学）

第2 報告：「食をめぐる生活文化の継承とその歴史的変遷—郷土・ふるさと・風景へ」

湯澤規子（法政大学）

第3 報告：「後継者が不在の信仰の継承事例」

藤井紘司（千葉商科大学）

第4 報告：「農村—都市移動者は何を継承するのか（仮）—関西「餅系食堂」モノグラフより—」

奥井亜紗子（京都女子大学）

連絡先：矢野晋吾（青山学院大学総合文化政策学部） [yano\[at\]sccs.aoyama.ac.jp](mailto:yano[at]sccs.aoyama.ac.jp)

○2025 年度関西・東海地区研究会

日時：2025年10月18日（土）14:30～17:30（終了後、懇親会を予定しています）

場所：キャンパスプラザ京都 第4講習室

（〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939

京都市営地下鉄烏丸線、近鉄京都線、JR各線「京都駅」下車。徒歩5分）

第1 報告：「高度経済成長期の「台所改造」にみるごみと人間の関係—視覚・肌感覚・嗅覚の風景の変化から」

梅川由紀（神戸学院大学）

第2 報告「食の集合的記憶はいかに編まれるか—被差別部落での聞き取りと自己と家族の経験から」

瀬戸徐映里奈（近畿大学）

連絡先：岩島史（京都大学） [iwashima.fumi.4s\[at\]kyoto-u.ac.jp](mailto:iwashima.fumi.4s[at]kyoto-u.ac.jp)

*下記Google フォームに10月16日(木)23:59までに申し込みをお願いいたします。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe9VTFbiIHUTLY1w2o1rb6t8xn6pDkGYpX-bmyX4S5mCJFxpA/viewform?usp=sharing&ouid=116652041450335220742>

○2025年度北海道地区研究会

日時:2025年11月15日(土)14:00~17:00

場所:北海道大学 文学部 2階 小会議室

(札幌市北区北10条西7丁目/札幌駅北口徒歩12分,北12条駅徒歩5分)

<https://www.let.hokudai.ac.jp/access>

第1報告:「集落営農における組織化過程とリーダー形成過程の共進化」

山田将太郎(北海道立総合研究機構 農業研究本部 中央農業試験場)

第2報告:「岐阜市長良地区にみる都市近郊ブドウ産地の展開方向—マルチスケール(農家・集落・部会レベル)からの検証—」

林 琢也(北海道大学)

問い合わせ先:北海道地区研究委員 林 琢也(北海道大学 大学院 文学研究院)

takhys[at]let.hokudai.ac.jp

※会場は15人定員の小さな部屋となります。参加希望の方は可能な限り、事前に林までご連絡を頂きますと幸いです。

Ⅷ 追悼 家中茂先生

家中茂先生(1954年、東京都墨田区生まれ)は、令和7年3月20日朝方、すい臓がんのためご逝去された。享年71歳であった。

家中先生の経歴は、実に稀有である。大学卒業後、水俣での社会運動を通じて出会った砂田明氏の一人芝居『海よ母よ子どもらよ—現代夢幻能「天の魚」』に舞台監督として参加し、全国各地を巡りはじめた。1983年には、舞台公演で訪れた石垣島・白保の海と人々に深く魅せられ、サンゴ礁の保護運動に参画する。その後、社会運動の枠を超え、当時としては画期的であった社会的起業にも取り組み、琉球諸島の有機農産物の流通を担う団体「真南風(まはえ)」を1995年に設立した。土地に根ざした実践を暗中模索する中で、40歳を迎える直前によく出会えたのが「生活論」であったという。その学問と運動が織り交ぜられた実践は、石垣島、竹富島、沖縄・恩納村、鳥取・智頭へと拠点を広げ、最期まで貫かれた。家中先生にとって、学問とは運動であり、運動なくして学問はなかった。

鳥取大学に赴任し、共にゼミを運営するなどして晩年の10年近くを先生のそばで過ごせたことは、私にとってかけがえのない時間であった。誰のために、何のために学問をするのか。根本を、常に問い続けられる日々だったからである。

こう書くと、激情的な革命家のような印象を持たれるかもしれない。確かに、そうした激しさはあった。しかし同時に、普段の家中先生は満面の笑みを浮かべる穏やかな方でもあった。その両義

性があったからこそ、家中先生との雑談はまた楽しかった。厳かさや穏やかさを併せ持つ先生を象徴する言葉がある。

「大切なのは、正しさではなく美しさだよ。正しさは、分け隔ててしまうから。だからね、僕の論文のライバルは、ドキュメンタリー映画や芝居なんだよ」。

この言葉の背景には、私の前では多くを語らなかったが、水俣、白保、真南風での闘いの苦悩があったことが、ひしひしと伝わってきた。正しさではなく美しさでなければ、伝わらないこと、守れないことがあるのだと。だからこそ、家中先生の講義は、石牟礼道子『悶え神』の「人は我が身ひとつの人生しか生きられぬ」という一文から始まるが多かった。どれだけ心を寄せても、どれだけ愛しても、目の前でもがき苦しむ人の代わりに生きることはできない。引き受けることもできない。それでも、ともに生きることの美しさが、そこにはあるのだと。

いわれなき苦悩を背負わざるを得ない残酷さ、それでもなおともに生きようとする美しさ、それらが立ち現れる世界が確かにそこにあった。その世界をどう描き、どう伝えていくのか。それが家中先生の学問であり、実践であった。そうした学問と融合した著作には『地域の自立 シマの力』（2000年、コモンズ）、『地域学入門』（2011年、ミネルヴァ書房）、『林業新時代―「自伐」がひらく農林家の未来』（2014年、農山漁村文化協会）などがある。

これらの著書にはもちろん、家中先生の筆致からは、その土、海、人に根ざすからこそ立ち現れる世界が、実感ある手触りを伴って顕れている。その立ち現れる世界を集結してこそ、圧倒的な残酷さを食い止めることができる。そうして世界は変わっていくのだと。その土、海、人に根ざす世界に無関心では、世界を変えることなどできない。そうした確信が、家中先生の根底にはあった。

世界との向き合い方を、先生は大好きな鳥取の地酒を片手に、酒場でゆっくりと語り、背中ですべてくださった。この出会いと共にした時間は、私の宝物である。そして、たくさんの宿題を先生からいただいた。ありがとう。

令和7年7月

村田周祐

●むら研究会基金への「寄付」の呼びかけ

理事会として、会員のみなさまへご寄付の呼びかけをいたします。

ご寄付を頂ける場合には、村研事務局にご連絡をお願い申し上げます。

基本的に郵便振替での送金をお願いさせて頂く予定です。また寄付者のお名前等に関しましては、総会資料（特別会計報告資料）などに記載させて頂く予定ですが、詳細は事務局から連絡させて頂きます。

なお、ご寄付頂いた資金につきましては、むら研究会基金（特別会計）に繰り入れ、若手支援のために使用させて頂きます。具体的には、研究会活動や学会参加費用など、基金の管理委員会が定めた優先順位により充当されます。

○これまでの経緯

昨年の総会でも報告しました通り、むら研究会基金の執行が進んでおり、近い将来、基金が消尽することが見込まれます。他方、今期の理事会では「若手支援検討タスクフォース」（別項参照）を設け、今後の若手支援のあり方に関して、経済的/非経済的支援の双方に関して検討してきました。今期は、若手支援の方策を具体化するまでには至りませんでした。現行の枠組みで着手可能な方策のひとつとして、むら研究会基金への「寄付」を募りたいと存じます。「むら研究会基金運用規則」（平成22年11月20日制定）には、「7. 本基金は、設立の趣旨に賛同する寄付等の追加を受けつつ運用する。」との規定がございますので、この趣旨にそって、現状でとりうる方策として、寄付を呼びかけることになりました。

（立川雅司）

○むら研究会基金の現状と管理委員会の活動報告

むら研究会基金の2024年度の申請件数は5件、支援総額は5万円であった。その結果、現在（2025年9月13日時点）の基金の残額は183,646円となっている。

また本委員内で協議した結果、申請に関する受付時期を変更することとした。具体的には、交通費等申請は研究通信の発行時期に合わせて年3回、自由研究活動は随時受付とする。（※詳細については村研HPを参照のこと）

（福田恵）